

2011年4月18日

国立大学法人大阪大学  
学長 鷺田清一 様

大阪大学箕面地区教職員組合  
執行委員長 竹村景子



### 大阪大学不当労働行為事件についての申入れ

労働委員会規則には、「(命令の履行) 第 45 条 前条の規定により救済の全部又は一部を認容する命令につき命令書の写しが交付されたときは、使用者は、遅滞なくその命令を履行しなければならない。」と書かれている。

我々は、大阪大学が法に従うものだと信じていた。なぜなら、労働委員会の審問において「国民の納めた税金」という言葉を繰り返したのは、曲がりなりにも、大阪大学使用者独特の compliance (法人としての倫理) を持っていることがうかがえたからである。ちなみに compliance とは、そもそも、法令遵守という意味である。

その命令履行の代わりに行われたのは、再審査の申し立てである。労働組合法は、「(再審査の申し立て) 第 27 条の 15 使用者は、都道府県労働委員会の救済命令等の交付を受けたときは、15 日以内(天災その他この期間内に再審査の申し立てをしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して 1 週間以内)に中央労働委員会に再審査の申し立てをすることができる。」と定めている。

大阪大学は、労働組合法第 27 条の 15 が使用者に認めた権利をもとに、再審査を申し立てた。ここまでは法に従っている。

しかし、第 27 条の 15 は、ここでは終わらない。

「ただし、この申し立ては、救済命令等の効力を停止せず、済命令等は、中央労働委員会が第 25 条第 2 項の規定による再審査の結果、これを取り消し、又は変更したときは、その効力を失う。」と書かれている。

つまり、初審命令は、再審査でくつがえされない間は、効力を持っている。大阪大学使用者は、4月18日現在においても、命令履行義務を果たしていない。第 27 条の 15 の後半は無視しているのである。

我々は、声を大にして言う。鷺田清一学長は、すぐにでも、初審の命令を履行しなさい。大阪大学が、法令を遵守する大学となるよう努力しなさい。